

携帯電話のショートメッセージサービスを用いて有料動画の未払料金を支払わせようとする

「株式会社 **ユーネクスト**」に関する注意喚起！ — 消費者庁 —

消費者庁が調査したところ、実在する動画配信サービスの提供等を行う事業者「株式会社 **ユーネクスト**」の名をかたり、架空請求を行う事業者（以下、「偽ユーネクスト」）について注意喚起を行っておりますのでお知らせします。

※同名または類似名の事業者と間違えないようご注意ください

勧誘の手口

1. 偽ユーネクストは、携帯電話に「有料コンテンツ利用料の未払いが生じている、本日中に連絡がなければ法的措置に移行する」などと記載したSMS（ショートメッセージサービス）を送り付けてきます。
2. 本件SMSを見て不安を抱き連絡をしてきた消費者に対して、偽ユーネクストは、実在する動画配信サービス事業者「U-NEXT（ユーネクスト）」の名をかたり、未払料金の名目で金銭を支払わせようとし、支払方法は、大手通信サイトのギフトカードをコンビニで購入し、ギフトカードの番号を連絡するよう指示してきます。
3. 消費者は、上記の電話で偽ユーネクストから「支払いをしないと裁判沙汰になる」などと言われて不安な気持ちになり、偽ユーネクストの指示に従ってギフトカードを購入し、そのカード番号を伝えてしまいます。
4. 偽ユーネクストはその後、別会社の有料動画サイトでも未払料金が生じているなどとして更に支払いを求めてきます。



消費者へのアドバイス

- 詐欺的な行為を行う事業者が、実在する事業者をかたる場合があるので話の内容をよく確認しましょう。
- 身に覚えがなければ、記載された電話番号には絶対に電話をしないでください。
- 事業者からコンビニで大手通販サイトのギフトカードを購入してそのカード番号を連絡するよう求めるのは典型的な詐欺の手口です。
- ご心配な時は、消費生活センターまでご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日